

南丹市ホームページ広告掲載取扱要領

平成 20 年 3 月 14 日
告 示 第 6 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南丹市が保有する広告媒体への広告掲載等取扱要綱(以下「要綱」という。)に定める規定のほか、南丹市ホームページにおける広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格及び基準)

第 2 条 南丹市ホームページの広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 要綱第 6 条各号のいずれにも該当しないもの、また、南丹市ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても同様とする。

(2) 別表に定める南丹市ホームページ広告掲載基準に適合するもの
(広告掲載の期間)

第 3 条 広告掲載の期間は 3 月単位とし、1 年を最長とする。ただし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

(広告の募集)

第 4 条 広告の募集は、南丹市ホームページ又は市広報誌等への掲示その他の方法で行うものとする。

2 市長は、広告の募集に際し、希望するものに対し、広告を募集する旨の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広報の掲載を希望する者は、掲載を希望する広告案を添え、要綱第 4 条の広告掲載等申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第 6 条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第 5 条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の決定は、第 5 条の規定による申込みの先着順により行うものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾（却下）するときは、要綱第5条の広告掲載等決定（却下）通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知するものとする。

（広告の掲載位置）

第7条 広告の掲載数はトップページに20枠とし、掲載位置は市長が定める掲載位置とする。

（広告物の提出及び費用）

第8条 第6条の規定により広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに当該広告のバナー広告を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、別表に規定する額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（その額に10円未満の端数が生じてときは、これを切り捨てるものとする。）とし、広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

3 前項のただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告を中止した日の属する月の翌月以降に係る既納の広告掲載料とする。

（広告の変更）

第10条 広告主は、広告掲載の開始日が帰属する月の翌月以降に広告の変更をすることができる。この場合において、広告の変更は、1月に1回までとする。

2 広告主は、広告の変更をするときは、要綱第7条の広告掲載等変更（中止）届（様式第3号）を変更日の20日前までに市長に提出しなければならない。

らない。

(広告掲載の取り止め)

第 1 1 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第 7 条の広告掲載等変更(中止)届(様式第 3 号)を取り止める日の 7 日前までに市長に提出しなければならない。

(免責)

第 1 2 条 広告掲載に関して、市が広告主に対し債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 4 日告示第 275 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 11 日告示第 137 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 12 日告示第 38 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条、第9条関係)

南丹市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準及び第9条第1項に規定する広告掲載料を定めるものである。

(規格等)

- 2 掲載する広告物のサイズ等は、バナー広告とし、規格等は次のとおりに定める。
 - (1) 大きさ 天地60ピクセル×左右140ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF(アニメーション可)・JPEG・PNG形式
 - (3) 容量 6キロバイト以内

(広告掲載料)

- 3 広告の掲載料は、1枠月額4,000円とする。

(その他)

- 4 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。